平成30年度第4回教育委員会定例会会議録

- 1. 日時 平成30年7月27日 午後2時53分
- 2. 場所 矢巾町公民館1階会議室
- 3. 出席委員

教育長和田修教育長職務代理者大坊 ー男委員掛川はるな委員齊藤 学委員漆原祥子

4. 説明のために出席した職員

 社会教育課長
 野中伸悦

 学務課長補佐
 田村琢也

5. 開会

午後2時53分、平成30年度第4回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

7月27日の一日と決定する。

- 8. 報告
- ○教育長

それでは4.報告に入ります。報告第12号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第12号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。 〈全員なしの声〉

- 9. 議事
- ○教育長

それでは、5. 議事に入ります。議案第9号「平成31年度使用中学校(道徳)の 教科用図書の採択について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

議案第9号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

たくさんの教科書が並びまして各教科書会社から提出されました。それぞれの専門 員の意見、それから各小中学校の校長先生の意見の中での客観的な資料を基にして当 初の特別の教科 道徳というふうな教科書に選定したということになっております。 昨年度採用しましたほかのものについても継続して採用すると、教科用図書について も特別支援教育の教科書についても昨年度と同じ教科書ということで継続について も同様にそこで採決されましたのでよろしくお願いいたします。

議案第9号についてですけれども、ご意見が無いということで異議なしということでよろしいですか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

それでは議案第9号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○教育長

次に、議案第10号「矢巾町指定無形民俗文化財の指定について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読する。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

無形文化財は今矢巾町で18団体指定をしております。今回指定になれば19団体目となります。

○教育長

議案第10号について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

○大坊教育長職務代理者

現在18団体が指定されているということですけれども、中には指定した時点では活動していたのだけれども今は休眠状態、ほとんど活動実績が無いといった場合には指定を取り消すということはしているのですか。それとも1度指定されると継続されるものなのですか。

○社会教育課長

団体によっては活動が休止状態なのでということであちらから文書で来ていると ころもありますし、そういった文書はないけれども現在休止状態のところもあるとこ ろについては郷土芸能大会等で活動等をお願いしたりしている状況で、こちらのほう から取消しというところまではいっておりません。

○大坊教育長職務代理者

地元のものも入っていると思いますが、事実上活動していないししばらく復活もな さそうなのでできれば指定を取り消していただければ。あるいはこちらから申し出れ ば取り消してもらえるのでしょうか。

○社会教育課長

申し出ていただける方が、こちらからというのはなかなか。

○大坊教育長職務代理者

代替わりがうまくいくかどうかですね。

○社会教育課長

会うたびに話はしております。

○齊藤委員

徳田は保育園の子どもたちに指導しておりました。要は後継者ですよね。後継者をいかに、地元でしかできないので外に出て指導するということではないので。地元の人たちがいかに後継者を見つけるか。30人の人たちの中には若い人もいるのかどうなのか。

○社会教育課長

子どもたちが多いです。

○齊藤委員

郷土芸能を継ぐ無形文化を指定することで団体のメリットは補助金など何かあるのですか。

○社会教育課長

補助金という形では。

○齊藤委員

優先的に受けることができるなど何かそういうメリットはあるのですよね。

○社会教育課長

箱がつくと言いますか、何かの時に紹介される際に矢巾町無形民俗文化財ですと紹介できることです。

○齊藤委員

久しぶりですよね。

○社会教育課長

前回一番近いのは西徳田のさんさ踊りが平成16年ですね。

○齊藤委員

郷土芸能は個人的に保存していかなければならないと思うので、東日本大震災でも 町内会は無くなっても郷土芸能を中心として人が集まってくるということもあった ので、歴史もあるし残していかなければならないものなので守ってあげるという位置 づけで指定することはいいことだと思います。ただ後継者の問題ですね。

○教育長

取消しということが大坊委員さんから出てきたけれども、取消しをこちらからこうすることではなく団体からということだけれどもこちらから働きかけるわけにはいかないですし、今の段階で活動が休止しているけれどもそのことでどちらも何も不利益を被ることはないわけですよね。ただ紹介された時に実はやっていませんでしたというふうなことはあるかも知れないけれども。

○齊藤委員

補助金を出していれば活動報告を求めなければならないですが。

○教育長

いずれまた復活してほしいということでこちらとしては指定を続けているということで。

○齊藤委員

歴史の長い団体が矢巾にはあります、守っていかなければならない。

○社会教育課長

実際活動しているときは大坊委員さんの年代の人たちですか。

○大坊教育長職務代理者

私が30代のころです。だからあらかた30年前です。

○教育長

復活することを願っております。

○掛川委員

無形民俗文化財の定義はすごく古いものでなければだめなのでしょうか。

○社会教育課長

定義があるわけではないので、活動自体を見て文化財調査委員さんのご意見をいた だいて決めておりました。

○教育長

ある程度の歴史性が無ければ。

○社会教育課長

歴史性と今後の活動が見込まれるというところが基準となります。

○掛川委員

歴史性とは例えば大正といったような時代からの。

○齊藤委員

五穀豊穣、米がうまく取れるようにということを願って。新たに出てくるというのはなかなか無いと思います。

○掛川委員

私の地区だと昭和ですけれども太鼓がありまして。

○社会教育課長

発祥が民族芸能という形なのかというところが基準になりますね。

○齊藤委員

地域の何かの時にいつも出るといったような実績が必要だと思います。

○掛川委員

せっかく歴史があっても埋もれていて誰にも知られていないのももったいないですし、矢巾は昔からある地区と医大の方の通りの方とで違うと思うので、これから生まれてくるというのはなかなか難しい。子どもに伝えていくような取り組みをぜひ。

○齊藤委員

コミュニティ・スクールなどで地域に根ざす形を取っていけば郷土芸能という形に なっていくのではないかと思います。

○掛川委員

そこに住んでいる人でなくてもできるような形になっていけばいいのかなと思います。

○教育長

色々な形で郷土芸能が継続されることをどういうふうにしていったらいいかということが一番の課題で、人材不足が一番でしょうからどういうふうに人材を確保していくか。小学生だったり中学生だったり高校生だったり、やはり若い人がそこに接す

ることがあって覚えて就職をし戻ってきたときにそれができる、もしくはここで就職をしてそれを続けることができる、そういうふうなことを作っていかないと。

○齊藤委員

昔は長男しかできなかったのですよ、地元に残るので。次男三男は入る資格が無かった、女性は入れないと思う。今は女性も入っております。

○教育長

そういうところを取っ払っていかないとだめなのでしょうね。 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。 〈全員なしの声〉

○教育長

それではお諮りいたします。議案第10号「矢巾町指定無形民俗文化財の指定について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告(1)町内小中学校における事故・問題行動等の発生 状況について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告(1)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○漆原委員

暴言を吐く子どもの保護者に対して連絡をしていないとなっておりますが、こういう言葉を使う子に対して保護者へ伝えないということはどういうことなのかと思いました。

○教育長

加害の子については他の地区から来たお子さんです。学校としては家庭に対する連絡の仕方を非常に困っている、悩みながら出しているところです。子どもの今までの環境を考慮しながら家庭にどのように連絡していいか、連絡することによってお母さんの方が子どもにということもありますしまずは学校で指導をしてもらうということである程度家庭が落ち着いてきてから指導する連絡するということにしているようです。

○教育長

報告(1)について、ほかに何かご意見、ご質問等ございませんか。 〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告(2)社会教育課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告(2)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。 〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告(3)学校給食共同調理場運営状況について、事務局より説明をお願い します。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告(3)について、何かご意見、ご質問等ございませんか。 〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長補佐

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

その他ございませんか。 〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後3時39分)